

佐久市農業振興事業補助金 大粒種ブドウ栽培普及補助事業
交付内規

(趣旨)

第1条 佐久市農業振興事業補助金の大粒種ブドウ栽培普及補助事業（以下、本事業）は、新たな特産品として大粒種ブドウの栽培普及を図るため、施設整備等に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する事業とする。本事業については、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下、「規則」という。）および佐久市農業振興事業補助金等交付要綱（平成17年佐久市告示第93号。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、以下に必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 本事業の交付の対象となる者（以下、交付対象者）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所地を有する農業者、もしくは、市内に事業所を有する農業法人及び農業者団体

但し、農業法人及び農業者団体については、交付申請書に規約や役員名簿、活動内容、営農実績が確認できる資料を添付して市長に提出する。

(2) 認定農業者

(3) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第3条 本事業の補助対象は、シャインマスカット、ナガノパープル、クイーンルージュを栽培するためのほ場の設置に要する種苗費、資材費、労務費、委託費、栽培に必要な機材費とする。なお、直営施工の場合は、事業の実施に要する労務費は補助対象外とする。

(補助率)

第4条 本事業の補助率は、国および県の補助金額を除いた事業費の1/3以内とする。

(ほ場の要件)

第5条 本事業で設置するほ場は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 面積は1a以上

(2) シャインマスカット、ナガノパープル、クイーンルージュのうち、1品種以上を栽培

(交付申請)

第6条 交付対象者は、本事業を実施する際は、交付申請書に下記の書類を添付して市長に提出し、要綱第4条第3項の提出期限は、事業実施年度の12月最終の開庁日とする。

(1) ほ場での栽培方法がわかる資料

(2) ほ場の位置がわかる地図

(3) ほ場の設置予定地の現況がわかる写真

(4) 事業費の根拠となる見積書等の写し

(事業の変更)

第7条 交付対象者は、交付申請した際の内容等を変更しようとするときは、要綱第5条第1項第1号の書類に、変更する内容がわかる資料を添付して提出する。

(実績報告)

第8条 本事業における実績報告書の提出期限は、本事業の完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は事業実施年度の3月25日のいずれか早い日とする。但し、3月25日が閉庁日の場合は、次の開庁日とする。

2 実績報告書には下記の書類を添付して提出する。

- (1) 完成後のほ場の写真
- (2) 領収書または支払いが確認できる書類の写し
- (3) 直営施工の場合は、購入した資材の内容、数量等が記載された納品書等の写し
- (4) 請負施工の場合は、工事の内容がわかる出来高設計書等と、工事完成引渡書の写し

3 実績報告書が提出されたら、市長は速やかに農政課の職員のうちから検査職員を指定し、現地での工事等の検査を行う。

(内容の掲示)

第9条 交付対象者は、ほ場が完成したら、速やかにほ場内に本事業の名称を掲示する。

(不正行為等に対する措置)

第10条 市長は、交付対象者が、第7条に基づく申請なしに内容を変更したり、不正な行為をした場合は、交付対象者に対して、補助金の一部若しくは全部を減額し、すでに交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

附 則

この交付内規は、令和7年6月27日から施行する。